

四日市市上下水道局管理規程第2号

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月10日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市下水道事業会計規程（平成17年上下水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="212 795 496 831"><u>（指定納付受託者）</u></p> <p data-bbox="167 855 778 1187">第6条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項の指定納付受託者</u>（以下「<u>指定納付受託者</u>」という。）を指定し、又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p data-bbox="212 1270 509 1305">（納入通知書の送付）</p> <p data-bbox="167 1330 413 1364">第19条 （略）</p> <p data-bbox="167 1391 316 1424">2 （略）</p> <p data-bbox="167 1451 778 1780">3 第1項の規定にかかわらず、<u>指定納付受託者</u>に納付させる場合は、当該<u>指定納付受託者</u>へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に対して納入の通知をしたものとみなす。</p> <p data-bbox="167 1805 413 1839">4及び5 （略）</p> <p data-bbox="212 1921 443 1957">（領収書の交付）</p> <p data-bbox="167 1982 766 2016">第21条 主管の長、現金出納員、出納</p>	<p data-bbox="855 795 1123 831"><u>（指定代理納付者）</u></p> <p data-bbox="807 855 1428 1187">第6条の2 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項の指定代理納付者</u>（以下「<u>指定代理納付者</u>」という。）を指定し、又はこれを変更し、若しくは取り消したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p data-bbox="855 1270 1152 1305">（納入通知書の送付）</p> <p data-bbox="807 1330 1053 1364">第19条 （略）</p> <p data-bbox="807 1391 956 1424">2 （略）</p> <p data-bbox="807 1451 1428 1780">3 第1項の規定にかかわらず、<u>指定代理納付者</u>に納付させる場合は、当該<u>指定代理納付者</u>へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に対して納入の通知をしたものとみなす。</p> <p data-bbox="807 1805 1053 1839">4及び5 （略）</p> <p data-bbox="855 1921 1086 1957">（領収書の交付）</p> <p data-bbox="807 1982 1409 2016">第21条 主管の長、現金取扱員、出納</p>

取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定納付受託者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。

取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。ただし、口座振替又は指定代理納付者による代理納付により収納するものについては、この限りでない。

#### 附 則

この規程は、令和4年3月10日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)